

秋田市告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
41313	外旭川八幡田41号線	外旭川字八幡田403番1地先		
		外旭川字八幡田225番10地先		
100324	岡村和田線	河辺和田字岡村366番7地先		
		河辺和田字和田154番7地先		
100325	大部岡村線	河辺諸井字大部50番5地先		
		河辺和田字岡村327番2地先		

2 縦覧期間

令和6年7月4日から同月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで